



## お支払いする場合

- 糖尿病で30日入院したケース。
- 脳梗塞で20日入院し、退院日と同日または翌日に自宅で医師の訪問による計画的な治療を継続して10日以上受けたケース。



## お支払いできない場合

- 胃かいようで5日入院したケース。  
→ 所定の就業制限状態が30日継続していないため、お支払いできません。
- 骨折で10日入院後、医師の安静指示により30日自宅で静養したケース。  
→ 所定の就業制限状態における「定期的な訪問診療による在宅医療」(以下「在宅医療」と記載)は、医師から自宅で静養するよう指示されただけでは該当しないため、お支払いできません。

### 解説

- 給与・家計サポート給付金は、所定の就業制限状態(所定の「入院」または「在宅医療」)が30日継続(※1)したときお支払いします。

(※1) 所定の入院(在宅医療)の退院日(終了日)またはその翌日に改めて所定の入院(在宅医療)をした場合も、継続した就業制限状態とみなします。



**「在宅医療」での請求時は「訪問在宅医療計画書(写)」もしくは「医療観察精神科訪問介護指示書(写)」が、必要書類となります。**

お支払いの対象となる「在宅医療」は、医療機関が発行する「診療明細書」に以下の「区分・項目」の診療報酬点数が算定されている場合となります。

診療明細書のイメージ

診療明細書			
患者番号	1234	氏名	〇〇 〇〇様
受診料	〇〇		
区分	項目		
在宅医療	【〇年〇月〇日 〇回目】 * 在宅患者訪問診療料(Ⅰ) (同一建物居住者以外)		

区分	項目の例	
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)・(Ⅱ)</li> <li>● 在宅時医学総合管理料</li> <li>● 施設入居時等医学総合管理料</li> <li>● 在宅がん医療総合診療料</li> <li>● 在宅患者訪問看護・指導料</li> <li>● 同一建物居住者訪問看護・指導料</li> <li>● 在宅患者訪問点滴注射管理指導料</li> <li>● 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料</li> <li>● 訪問看護指示料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護職員等喀痰吸引等指示料</li> <li>● 在宅患者訪問薬剤管理指導料</li> <li>● 在宅患者訪問栄養食事指導料</li> <li>● 在宅患者連携指導料</li> <li>● 在宅患者緊急時等カンファレンス料</li> <li>● 在宅患者共同診療料</li> <li>● 在宅患者訪問褥瘡管理指導料</li> <li>● 外来在宅共同指導料</li> </ul>
精神科 専門療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神科訪問看護・指導料</li> <li>● 精神科訪問看護指示料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神科在宅患者支援管理料</li> </ul>

※労災・介護保険などは、【区分・項目】が確認できない場合があります。

※在宅医療の項目のなかには、「在宅自己注射指導管理料」や「在宅自己導尿指導管理料」など、支払事由に該当しないものがあります。